

では、大部分が終戦後のことです。そういう関係で、内地に原簿が全然存在しないような状況になつておられます。自然通帳を持つておれば問題ないのですが、通帳がないとそれを証明する手段と申しましても、これはちよつと考え方のないじやなつかと思ひます。いろいろ内地の郵便貯金につきまして、通帳をなくしましても、申出或いは証拠書類等によりまして確認措置をいたしております。これもいかと思ひます。いろいろ内地の郵便貯金につきまして、通帳をなくしましても、申出或いは証拠書類等によりまして確認措置をいたしております。これはやはり原簿が内地にちゃんとあるからでございまして、原簿に基いて確認をいたし、大体申出に相違がない、こういうことが証明できるが故に確認措置がとられるわけであります。そういう原簿を全然持たませんので、実際問題といたしましては、通帳がないと如何ともしがたいという結果にならうと思います。先ほどお答えいたしました四億二、三千万円の所要の資金、これは一応原簿がありませんので、各郵便局に通帳を呈示してもらつて、我々はそこで集計いたしました額が大体そこのくらいに当るわけでございまして、勿論今まで数回に亘るお勧めにもかかわらず、通帳を持つておりながら呈示しないおかともあらうかと思います。こういう人は通帳を持つておられるので問題はないと思いますが、仮にそういうものが出ていたしますと、先ほど申上げました四億二、三千万円ははつきりその通帳によつて集計いたしました額でありますので、多少所要資金が膨らむ、こういうことはあり得ようかと思います。

○永岡光治君 そうしますと、この四億三千万円の所要予算はどういう方法で出されるのですか、そしてこれは二

十九年度予算で一応組まれております。そういう関係で、内地に原簿が全然存在しないような状況になつておられます。自然通帳を持つておれば問題ないのですが、それで申しますと、大体今回の案で五金につきましては別段に予算の措置は講じておりません。もとよりこの関係の資金はすべて外地に止まつておりますので、郵便貯金本来の流れに従つて資金の回送が全然ないのであります。従いましていざれこの措置は終局的にはこれをどこで負担するか、こういう問題が起きております。軍事郵便貯金等につきましては臨軍会計に入つておりますので、臨軍会計の最終処理を以て初めてそれを一般会計へ肩代りするかどうか、こういう問題が起きたのでありますから、そういう点はまだどうか、こういう問題が起きたのでありますから、そういう點はまだあります。なお、相當時日を要するわけではありません。なほ、相当時日を要するわけでありますので、今回の支払資金につきましても、直ちにこれを一般会計で使ふ或いはどこで使うといったことで区分できない結果、いわゆる資金のやり繰りによるほかはないので、資金の流れ用措置によつて賄うわけでございまして。

○永岡光治君 これはおよその見通しで結構でござりますが、これを実施され、一人の個人についてですが、最高どの程度くらい大体支払うことになりますか。

○政府委員(小野吉郎君) 大体十万円以内のものが大部分であります。多少高めのものと申しますと、中支、南支が、これが全体の約九四%ばかりを占めております。而もその中で今回の換算率で行きますと、換算率の一番高いものと申しますが、中支地郵便貯金につきましては中国関係の預入が非常に多いのであります。北支、南支が、これが全体の約九四%ばかりを占めております。而もその中で今回の換算率で行きますと、換算率の一番高いものと申しますが、まあ二千四百の一になるわけであります。尤も郵便貯金は終戦当時のレートで円表示になつておりますので、当時の百元を千九円に換算して通帳に記載しております。そ

く、一般的軍人軍属以外の同胞が郵便局に預けたものであります。これについて申しますと、大体今回の案で五千円ではバーで払われるような状況になつておりますが、それで行きまして金額は全体の約八割はこれで済むわけであります。八割ちょっと上廻りますが、そのくらいは大体額面通りバーでもらえるというような計算であります。それを超えるものが何がしかの換算を受けるわけであります。これはまあ最高にいたしまして、バーで十万円の貯金を持つておると仮定いたしますと、外地の貯金につきましては関東州が一円六十銭を一円に換算し、その他の地域は一円五十銭を一円、津太はバーで行けば三分の一であります。五千円まではバーであります。残り九万五千円が三分の二になるわけであります。そういう状況であります。従つて一人が一冊しか持つておらないとすれば、七十四万五千人の人が支払対象になるというような結果になります。

○政府委員(小野吉郎君) 総体で口座の数にいたしまして、軍事郵便貯金、外地郵便貯金、軍事為替、外地の振替貯金、全部を含めまして七十万四五千、なるといふような結果になります。それで、私が持つておらないとすれば、七十四万五千人の人が支払対象になるといふのがいかがでしょうか。およそどの程度になりますか。何万人くらい……。

○永岡光治君 これで救済される人は少くなるというような計算になるわけであります。従つてバーで十万円の貯金を持つておれば、七十四万五千人の人が支払対象になります。従つて一人が一冊しか持つておらないとすれば、七十四万五千人の人が支払対象になります。従つて、そこで計算された全払いの支払証書が行くわけではありません。関係のこの原簿を持つておきまして金額段階別に換算等の数にいたしまして、軍事郵便貯金、外地郵便貯金、軍事為替、外地の振替貯金、全部を含めまして七十万四五千、なるといふような結果になります。

○委員長(池田宇右衛門君) 何か質問ありますか。

では、私が聞きますが、若しこの法案が両院を通過した月後から支払に着手いたしますか、直ちにいたしますか。恩給方面その他から見ても、どうも手続きに非常な難儀と申しますが、面倒で、一年も半年かかるところです。又その準備もできておるような状況でございます。而もこの処理が完了いたしますことは、我々といたしましては、できるだけ速かにやることが希望でございますので、通帳が呈示されれば、本年一杯とは限らず、できるだけ早く措置を完了したい、かように希望しておる次第であります。

○永岡光治君 そうしますと、まあ私たちもそれを非常に心配しておりますので、遅くも年度内でなく、今年の十二月までにやろうというお話をされますが、承れば、これは予算的措置が講じてないというのであります。七万四五千口座というものを処理すると

必要だと思ひますが、これはどういふ
ふうに措置されるお考えであります

九〇

○政府委員（小野吉郎君）現在地方貯

金局としましては、山形の地方貯金局

たしております。軍事貯金通帳につき
は、一括してお預け処理いた

ましては熊本の地方貯金局が持つてお

りますが、すでにそいつた定員は配

当済みでありますから、まあ換算等で多少の仕事はあらうかと思ふ、甚ち

多分の仕事にあるが、結果いまと

特に定員を更に殖やさなければできな

、何一つものとは考へておらぬ

○次第でござります。

○秀岡先生 指圖を讀んでいいのですか、七十四万五千となりますと、

そう私は簡単なものではないと思うの

ですが、これだけは何ですか、使用原

資は、つまり支払いに要する支払原資は、特別な予算的措置を講じては、す

けれども、定員だけ特別措置を講じたと
けに特別な予算的措置を講じてない。

いうのは何か矛盾しているような気が

するんですが。

○政府委員（小野吉郎君）先ほどお答

お申り上りました。この仕事につきましては全然内地に原簿を持つて

おりません。従つてどのくらい一体

の関係の口数があるか、又金額はどの

ようになつておるか、こういつた面
は、今回の立派な開拓の手だつてこ

に、今回の支拂を開始するまでもな
く、すでに定員を配置いたしまして通

帳を呈示してもらつて、通帳面における

る原簿を実は作つておるようなわけで

いります。それを引続き処理する要員は関係品二配置（二つ一三一二、八

員は関係局に配置してありまじで少くとも今まで全然これは枝拏を全面

的に留保したものではありません。銀行預金等とは違いまして、数回に亘り

第十三部 郵政委員会議録第十二号 昭和二十九年四月三十日

○村上義一君　只今支払額の予想は四億二、三千万円というお話を承わりました。が表示金額の総額はどのくらいになつております。

○政府委員（小野吉郎君）　総額約二十六億くらいになつております。野戰郵便局並びに海軍軍用郵便所を利用いたしました軍人軍属の貯金が二十三億、これが大きいわけであります。一般の外地におりました引揚げ同胞の預けました分はさうと一億四千万円見当と考えられます。又軍人軍属の利用いたしました郵便為替が一億見当でござります。外地の郵便為替、外地の郵便替金等につきましては、大体推定でございますが、一億に足らない金額ではあるまいかと想像されます。

○村上義一君　各地域によつて、それぞれ又各種別によつて非常な差異があるようであります。が、総額二十六億に対して四億二、三千万円、約六分の一に相当すると思うのですが、只今の提案理由の説明の中には、この別表については特別な御説明は承わることができなかつたのですが、この別表は地域別になつてそれく（甲）（乙）、これは金額によつて区別されておるようですが、この区分について大体は只今局長の御説明で付度はできるのでありますが、各地域別に一つ基礎を承わりたいと思うのであります。若し何かデータによつて知ることが簡便であるというならば、御提出を願いたいと思うのであります。

を独自にきめる権限を持つておりますが、この率はここ二年ばかり前であります。従いましてこういつたレートは日本と本の国としてとりました何かの基準を實際に、各地域の貨幣価値を日本とのそれと比較いたしましてきましたレートであります。それを一応そのまま適用のレートとしてとつたわけであります。で、今回、過般衆議院を通過しました閉鎖機関指定の銀行、又そどうでない一般銀行の預金についてもそどうであります。ですが、この支払いにつきましては、これと同様な換算の率をとつておるのであります。ただちよつと付け加えて申上げますと、銀行預金につきましては、今まで全然支払をいたしておらぬいのであります。全額支払を今日までで保留して参つたのであります。郵便貯金は参考資料に載つております通り、軍事郵便貯金につきましては、すでに昭和二十一年に終戦後の貯金といえども一人一千円まではバーで支払をいたしております。又昭和二十三年にはその制限を緩和いたしまして一人一千五百円までは終戦後の預金にかかるものにつきましてもバーで支払込みでございます。外地の郵便貯金につきましては、終戦時二十年の八月十五日でなく九月三十二日までのものは全額支払い得る状況に相成つているわけでござります。この点が銀行と非常に違うわけでございます。今回の措置におきましても、そういう面は銀行面よりも有利になつておりますし、それのみならず、当郵便貯金の預入の限度が五千円ということになつております。今日はこれは十万円ということになつて

おりますが、郵便貯金の最高預入限度額が五千円ということになつておりますて、その五千円までのものにつきましては、今回の案におきましても、銀行預金の支払の関係よりも非常に有利な状況になつておりますて、在外公館借入金の返済の場合に取られたレートを五千円までにしては取つておらぬようないふるな状況でございます。従いまして、このレート自体につきましては、今のようない郵便貯金の零細貯金であるが故に取られた優遇措置にもかかわらず、全面的にそりいつた優遇を考えることは、郵便貯金の限度が考えられるおつた趣旨並びにその後の預入の実情、更には在外公館借入金並びに銀行預金の支払等とも全然均衡を破つてしまふものもありませんし、少額貯金の優遇の面はでき得る限り見つつ、又銀行なり、在外公館借入金の支払について或る程度の均衡を取らなければならぬこと、他の例において援用されましたレートをそのままここに持つて来たというような関係になつております。

○委員長(池田宇右衛門君) 他に御質疑がなければ次の問題に移りたいと思ひますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(池田宇右衛門君) 次に簡易
生命保険及び郵便年金の積立金の運用

の問題について調査を行います。本件について質疑の通告がござります。御質疑を願います。

○柏木庫治君 郵便年金、簡易保険の積立金の運用についてでありますか、私は度から二度、他の委員からも強い要望がなされておるのであります。が、今の貸付金をする件を擱ける要望が、実際中小企業に携つておる多くの被保険者にあることは、各地を調査いたしまして、十分おわからることと思ふのであります。大企業はともかく十分の力を持つておりますし、それから労働者の組織

労働者は团结の力を持つて生活権の向上と申しますか、確保に向つてなされておりますが、最も健全でありますように申しますが、確保に向つてなされることは誰もが知ることであります。そこで中小企業者に潤いますよう中小企業金融公庫あたりに相当まとつたこの積立金を預託いたしまして、これらを通してこの層に資金の円滑を図るようたび々申したのであります。保険局長は非常に善意を以て考慮又努力されから事は私は早急に運びたいと思いつくので、今の法律ではこれが能わぬままで、今思ひますから、この点ができるよう處置いたさんければならんのであります。郵政省と大蔵省

省と地方自治廳でこれは円滑に相談の上運用されておると思いますので、この三者がよく話し合いますならば、大蔵省から廻す分、郵政省から廻す分を、地方公共事業体に対して何とかそこに融通をして相当のものを中小企業のほうに廻すような方法はないのかどうかということを、先ず承りたいのであります。

○政府委員(白根玉喜君) 中小企業に対しまして、簡易保険の金を運用したら如何なものであるかという御意見は、当委員会におきましても他の方々からもお話をあつたわけでございました。現実、本年度におきましては中小企業に対しまして一般会計から二十五億円、資金運用部から百五億円融資する方針になつておりますて、計百三十億円が一般会計並びに資金運用部の資金から融資する建前になつておるわけでございます。が併し、本年度においては、簡易保険及び郵便年金積立金の資金の面から融資する建前になつてないというわけでございます。申しますのは、簡易保険の運用再開のときに、資金の融資の対象の中心を、先ず第一段階におきましては、市町村の貸付に重点をおきたいという地方還元の意味からいたしまして、そういう趣旨から御承知のようにこの法律が制定され、只今の法律の建前から申上げますと、地方公共団体に対する貸付だけに限定されておるわけでございます。併しながら簡易保険の金の流れが、地方公共団体だけに流れるのが正当であるかどうかといふ問題につきましては、我々はまだ幅を拓げて行かなければならぬという考え方を持つておつたわけでございます。併し法律の

制定 現在の法律が地方公共団体に対する貸付に重点をおくという建前でもござりますし、又簡易保険の地方公共団体に対する所要資金のせめて半分以上程度は簡易保険の金で流したいと、こういう気持がありましたので、本年度におきましては、そこまで法律を改正して手を伸ばすというところまで実行しかねたわけでございますが、幸いに本年度の積立金も四百六十億程度になりまして、地方公共団体に対する貸付の約五二%程度になつておるわけでございます。そういたしますと、地方公共団体に対する運用以外に、なおそれに類似の、有利であり確実である貸付を拡げる際におきまして、お詫の中小企業公庫のごときは、先ず第一段階に枠を拡げる対象の大きさが一つの重点ではないかと思うわけでございます。従いまして本年度におきましては、地方公共団体におきましては、過年度災害の金とかいろいろの関係で資金の需要も多くて、供給面においても十分な資金もなかつたので、差向きの二十九年度の財政投融资計画では、資金運用部並びに一般会計からの金では中小企業公庫へ貸す計画でございまして、簡易保険からは貸さない計画になつておるのでござりますが、先ほど申上げましたように、すでにもう地方公共団体の事業に対し二五%程度を確保できる段階になりましたので、地方公共団体以外の面につきましては、それに投資すると同じ程度の重要性、重要性と申上げますのは、加入者の利益に還元するような意味においても申上げましたように、すでに

て重要性のあるグルーバーに「きまつて、粹を抜けて法律の改正をお願いようということで、私ども只今研究でおるところでございまして、できることでござるよう努力いたしたいとかよろこびます。」
○柏木庵治君 今の説明で当局の心挂省並びに関係方面とも折衝いたしましただけ早くその機会ができるようには大差ないだけ早くその機会ができるようになります。
はよくわかりました。そういうふうに粹が抜けられまするよう、今国会中か或いは来るべき臨時国会と申しますか、最も近い機会においてそれをなしえられる見込がありませか。
○政府委員(白根玉喜君) 実は氣持を持たずして御質問されたように年度予算と同様でございまして、本年度の計画は一応決定しておるわけでござりますし、これを更に改訂するといたしますと予算の補正とかいう問題もござります。従いまして少くとも来年度予算のからむときまでには無論努力いたたまして出したいとは考えておりますが、その前の臨時国会等が若しありますれば、その際にも開くべき方面と了解が早くければ、それは無論又補正予算の機会等もございますわざといたしますれば、その際にも自安としてはそういうふうなことは思いますが、それが目安にしたいとすれば、それは何しろ資金の融資計画を年一度の途中で改訂するということになりますと、補正予算等の状況も考えなければならぬので、できるだけ近い機会に、少くとも次の通常国会の際までには関係方面と折衝をつけたいよりなりますと、

問題はつきまとしては多くの著者が真実な思いをいたしておりますので、本年度のうちにでも何とか考えておるのであります。が、法案だけは臨時国会でもあります。が、法案だけは臨時国会でも実際はでかけるのでありますから、少くともただ実施のときを最も早い適当なときに定めるような方法で、この問題は解決のできる見込にあると私は今は御答弁でそう信じたいであります。が、当局においては、そういうふうに努力をやるという、本当に熱心に努力するということに承知して誤りないでしようか。

○政府委員(白根玉喜君) 気持におきましてはおつしやる通りでございます。ただ相手のあることでござります。まあ相手があつまつとも、そういう気持で行くことはおつしやる通りでござります。

○永岡光治君 今に関連するわけでありますが、私も一つこれはもう御答弁は結構でありますて、要望だけしたいと思つております。かねてから懸案でありますて、只今柏木委員から出ました中小企業に対する融資の問題、これは勿論大きな対象の一つに考えられるべきでありますよろしく、更に農村関係特に農協でござりますか、ああいう方面に對する貸付、融資、これも一つ対象に考えて頂かなければなりませんし、又局舎の整備改善という問題についても、これも一つ考慮して頂きたいといふことをかねぐ申しておるのであります。が、そういう意味で、私も今会期中に、これは法律案は、会期の延長もありますから、恐らく今の段階で先ず来月一ぱいは会期延長されるものと見なければならないのであります。が、そ

ういたしますと、当然私は法律案でも間に合ふと思うのであります。何とか一つそういう方法を是非政府提案の形でして頂きたい。このことを一つお願いいたします。若し政府提案で非常に困難だということになれば、これは柏木委員からも言わされましたように、議員立法という方法も考えられるのであります。いずれにいたしまして、今国会中に何らかのめどをつけるようには是非一つして頂きたいと思つております。要望だけをいたしておきま

す。
○委員長(池田宇右衛門君) 滝井さんは何か御要望がござりますか?
○滝井治三郎君 別に。
○委員長(池田宇右衛門君) 村上先生では、白銀保険局長のほうにおいて、只今各委員が皆同じような要望があり、中小企業者の金融の行詰りを開け、中小企業振興の資金に融通する方途を講ぜよといいう強い要望に基いて、できるだけ大臣、次官と共に、これが立案の実現するようなことを一つ考慮してもらいたいと思います。何か白銀保険局長御意見がありますか。

○政府委員(白銀玉喜君) 別に意見はございませんが、先ほど永岡委員から今国会中といいうお話をありました。実は今年度の大体資金運用部の金の出すのと、こちらの出すのと、事項別に話合がついてあるあとでござりますし、これも相手のあることでございますし、従いましてできるだけ早くという御趣旨は頂戴いたしますけれども、この国会中といいうのだけはこれは一つ場合によつては勘弁して頂きたいと思ひます。

○委員長(池田宇右衛門君) お諮り申は……。

○委員長(池田宇右衛門君) 滝井さんには、白銀保険局長のほうにおいて、只今各委員が皆同じような要望があり、中小企業者の金融の行詰りを開け、中小企業振興の資金に融通する方途を講ぜよといいう強い要望に基いて、できるだけ大臣、次官と共に、これが立案の実現するようなことを一つ考慮してもらいたいと思います。何か白銀保険局長御意見がありますか。

○政府委員(白銀玉喜君) 別に意見はございませんが、先ほど永岡委員から今国会中といいうお話をありました。実は今年度の大体資金運用部の金の出すのと、こちらの出すのと、事項別に話合がついてあるあとでござりますし、これも相手のあることでございますし、従いましてできるだけ早くという御趣旨は頂戴いたしますけれども、この国会中といいうのだけはこれは一つ場合によつては勘弁して頂きたいと思ひます。

○永岡光治君 大体私もそういうお気持はわからんわけでもないのですが、何とか二十九年度第一次補正予算すらもこの会期中に出ておる。出ておりましたから、何とかして補正ぐらいできな

いわけでもない。同じ金額の中をいじるだけですから、是非そういう一つお考えをして頂きたいし、更にこの直接簡易保険の積立金で郵政省で所管するものの中から、若しそういう方法が時定期的に講ぜられないというものがあれば、資金運用部のほうで運用されておるその中からも何とか方法を講じてもうらうような、これは政府の方針で私はできることですが、是非そういうふうに特別にお願いいたしたいと考えております。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記をつけております。

○委員長(池田宇右衛門君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(池田宇右衛門君) 速記をつけて。

○委員長(池田宇右衛門君) 只今の委員各位の御質疑に対しましては、これは前年の簡易保険の最高制限額を引上げました際、御協力によりましてこれが引上げられたのでありますけれども、その御審議の中にも、参議院及び衆議院両院共に、そのような御意見もあります。従いましてこの運用に関する問題は郵政省単独でも決定はでき得ないのでありますから、関係当局は関係当局として協議を促進させるように我々も努力をいたします。なお、大臣にも只今の御意見を十分お伝えするようになります。従いましてこの運用に関する問題は郵政省単独でも決定はでき得ないのでありますから、関係当局は関係当局として協議を促進させるように我々も努力をいたします。

○政府委員(飯塚定輔君) 只今の柏木先生の御意見は私たのも同感でござります。従いましてこの運用に関する問題は郵政省単独でも決定はでき得ないのでありますから、関係当局は関係当局として協議を促進させるように我々も努力をいたします。なお、大臣にも只今の御意見を十分お伝えするようになります。従いましてこの運用に関する問題は郵政省単独でも決定はでき得ないのでありますから、関係当局は関係当局として協議を促進させるように我々も努力をいたします。

○委員長(池田宇右衛門君) 速記をとめて下さい。

午後二時三十九分速記開始

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始め。

午後二時四十八分速記中止

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、軍事郵便貯金等特別処理法案

（軍事郵便貯金等特別処理法案）
第一条 この法律は、軍事郵便貯金、軍事郵便為替、外地郵便振替金等の特別処理に關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。
一、「軍事郵便貯金」とは、旧野戰郵便局又は旧海軍軍用郵便所で預入された郵便貯金をいう。
二、「軍事郵便為替」とは、旧野戰郵便局又は旧海軍軍用郵便所で振出の請求があつた郵便為替をいう。
三、「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。
四、「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替金の払込金があつた郵便為替をいう。
五、「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替金の払込金（口座に受け入れられたものを含む。）をいう。
六、「旧外地等」とは、朝鮮、台灣、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

（軍事郵便貯金の換算）
第三条 昭和二十年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金の現在高

